

名取市学校給食センター維持管理・運営業務委託

委託契約書（案）

令和6年6月

名取市

名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託 委託契約書（案）

名取市（以下「市」という。）と【●●●●】（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託契約約款（以下「約款」という。）の定めるところにより、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

この契約の大要は、次のとおりとする。

- （１）事業名 名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託
- （２）事業場所 名取市堀内字北竹 13-1
- （３）業務期間 契約締結日から令和 17 年 3 月末日まで
- （４）契約代金額 金【○○○○○○○○】円
（うち、取引に係る消費税及び地方消費税相当額【○○○○】円）
ただし、上記金額に、約款に定める方法による物価変動及び食
数変動による増減額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税
相当額による増減額を加算した額とし、その内訳額は約款に定
めるところによる。
- （５）支払い方法 約款第 26 条の定めるところによる。
- （６）契約保証金 約款第 25 条に定めるところによる。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、市及び事業者記名押印の上、各々 1 部を保有する。

令和 6 年●月●日

（市）

（住所）名取市増田字柳田 80

（氏名）名取市

（代表者）名取市長 山田 司郎 印

（事業者）

（住所）

（事業者名）

（代表者） 印

名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託

委 託 契 約 約 款（案）

目 次

第1章 用語の定義	1
第2章 総則	1
第3章 本業務の概要	2
第4章 本施設の維持管理及び運営業務	3
第1節 総則	3
第2節 維持管理及び運営業務のモニタリング	6
第3節 業務の変更等	8
第4節 損害の発生等	9
第5節 維持管理及び運営業務の契約保証	11
第5章 委託費の支払い	12
第6章 事業者の経営状況の報告等	13
第7章 契約期間及び契約の終了	13
第8章 法令変更	17
第9章 公租公課	17
第10章 不可抗力	18
第11章 関係者協議会	19
第12章 その他	19
別紙 1 用語の定義（第1章関係）	23
別紙 2 モニタリング及びペナルティの考え方（第19条、第23条、第28条、第34条関係）	24
別紙 3 維持管理及び運営業務期間中の保険（第24条関係）	29
別紙 4 委託費の支払及び改定方法（第26条、第27条関係）	30

第1章 用語の定義

(用語の定義)

第1条 名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託契約約款における用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙1に記載する「用語の定義」において定めるところによる。

第2章 総則

(総則)

第2条 この契約は、市及び事業者が相互に協力し、本業務を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 市及び事業者は、委託契約書等に基づき、募集要項等、要求水準書等及び事業者提案等に従い、日本国の法令等を遵守し、この契約を履行しなければならない。

(公共性及び事業の趣旨の尊重)

第3条 事業者は、本業務が公共性を有することを十分理解し、本業務の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

2 市及び事業者は、本業務の目的を十分理解し、本業務の実施に当たり、その趣旨を尊重するものとする。

(契約関係書類の適用関係)

第4条 契約関係書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、委託契約書等、要求水準書等、募集要項等及び事業者提案の順に優先して適用されるものとする。

2 契約関係書類に疑義が生じた場合は、市及び事業者の間において協議の上、その記載内容に関する事項を決定するものとする。

3 事業者提案及び要求水準書等の内容に差異がある場合は、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書等に記載された要求水準を上回るときに限り、事業者提案が優先して適用されるものとする。

第3章 本業務の概要

(本業務の概要・事業範囲)

第5条 本業務は、要求水準書に示すとおり、名取市学校給食センター（以下「本施設」という。）を対象とする維持管理業務、運営業務及びこれらに付随し関連する一切の業務により構成する。

2 事業者は、契約関係書類に定めるところに従い、開業準備を行うとともに、維持管理及び運営業務期間にわたり、本施設の維持管理及び運営業務を遂行するものとする。

3 本施設に備え付けの設備、什器、備品等は、市及び事業者の間で別途合意されない限り、市が所有するものとする。

4 事業者は、維持管理及び運営業務期間中、維持管理及び運営業務の遂行に必要な範囲で、市が所有する事業用地及び本施設を無償で 사용할 ことができる。

5 市は、この契約の履行について必要があるときは、業務に関する指示を事業者に対して行うことができる。この場合において、事業者は当該指示に従い業務を行わなければならない。

6 事業者は、契約関係書類に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは市と事業者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

(業務期間)

第6条 本業務の業務期間等は、次のとおりとする。

- ・ 業務期間 委託契約締結日～令和17年3月末日
- ・ 引継ぎ期間 委託契約締結日～令和7年3月末日
- ・ 維持管理及び運営業務開始予定日
令和7年4月1日
- ・ 履行期間（維持管理及び運営業務期間）
令和7年4月1日～令和17年3月末日

(法令等の遵守)

第7条 事業者は、本業務を実施するに当たり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

第4章 本施設の維持管理及び運営業務

第1節 総則

(準備)

第8条 事業者は、引継ぎ期間において、自己の費用と責任において、維持管理及び運営業務の引継ぎを行い、滞りなく業務を開始できるように、準備しなければならない。

(本施設の維持管理及び運営業務)

第9条 事業者は、維持管理及び運営業務期間中、契約関係書類並びに次項に規定する維持管理業務仕様書、運営業務仕様書及び運営マニュアルに従い、本施設の維持管理及び運営業務を行わなければならない。

2 事業者は、契約関係書類に基づき、市と協議し、市の承認を得た上で、事業者による本施設の維持管理及び運営業務の仕様を定める維持管理業務仕様書、運営業務仕様書及び運営マニュアル（HACCPに準拠した衛生管理マニュアルを含む。）を、維持管理及び運営業務開始予定日の2か月前の日までに市に提出しなければならない。事業者は、市と協議し、市の承認を得た上で維持管理業務仕様書、運営業務仕様書及び運営マニュアルの内容を変更することができるものとする。

(維持管理及び運営業務の第三者への委託)

第10条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務の全部又は一部を、基本協定書第5条第1項に定める維持管理企業又は運営企業に委託するものとする。

2 事業者は、前項により、当該業務を当該維持管理企業又は運営企業に委託するときは、事前に市に書面により通知し、市の承認を得なければならない。また、当該維持管理企業又は運営企業を変更しようとする場合にあっては同様とする。

3 事業者は、本条第1項の規定に基づく委託を行う場合、当該委託の内容が確認できる契約書の写しを市に速やかに提出しなければならない。

4 事業者は、本条第1項の規定に基づく受託者の使用について、全ての責任を負わなければならない。

5 本条第1項の規定による委託に係る受託者の責めに帰すべき事由は、事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

6 本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者が、事業者から委託された本条第1項の維持管理及び運営業務の一部を第三者に委託するときは、事業者は、市に対し当該第三者の名称その他の情報を事前に通知しなければならない。また、この場合、本条第4項及び第5項の規定において、「本条第1項の規定に基づく委託に係る受託者」とあるものは、当該第三者と読み替えるものとする。

(維持管理及び運営業務計画書)

第11条 事業者は、契約関係書類並びに維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書に基づき、市と協議し、市の承認を得た上で、翌事業年度の事業者による本施設の維持管理及び運営業務について、業務実施体制、業務実施工程等の維持管理及び運営業務の実施のために必要な事項を記載した維持管理及び運営業務計画書を、毎年、当該事業年度開始日の2か月前までに市に提出しなければならない。

2 事業者は、開業準備業務に関する業務実施体制、業務実施工程等を含む業務計画書を作成の上、委託契約締結後、速やかに市に提出し、その内容について市の承諾を得なければならない。

(維持管理及び運営業務に係る許認可及び届出)

第12条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務に関するこの契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届出を自己の責任及び費用において行わなければならない。

2 市は、事業者の要請があった場合、前項の事業者の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

3 事業者は、市の要請があった場合、本施設の維持管理及び運営業務に関する市の許認可の取得及び届出のために必要な協力を行うものとする。

(事業者による維持管理及び運営業務実施体制の整備)

第13条 事業者は、維持管理及び運営業務開始予定日の2か月前の日までに、業務実施体制を整え、市に届け出なければならない。また、業務実施体制を変更する場合は、速やかに市に届け出なければならない。

2 事業者は、維持管理及び運営業務開始予定日までに本施設の維持管理及び運営業務の実施のために必要な一切の準備を完了し、かつ、市に対しその旨を報告しなければならない。

3 市は、前2項の規定による届出又は報告を受けたときは、事業者の業務実施体制を確認し、事業者は、その確認に協力するものとする。市は、当該確認の結果、事業者により維持管理及び運営業務仕様書並びに維持管理及び運営業務計画書に従った業務実施体制が整備されていない場合、事業者に対しその是正を求めることができるものとし、事業者は、市の是正要求に従わなければならない。

(維持管理及び運営業務開始の遅延)

第14条 市及び事業者は、本施設の維持管理及び運営業務の開始が、維持管理及び運営業務開始予定日より遅延した場合、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより責任を負うものとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由による場合

市が、事業者に対して、遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した合理的な追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を支払うこと。

(2) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者が、市に対して、維持管理及び運営業務期間の初年度の委託費の年額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、遅延日数に応じて、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率（以下「支払遅延防止法の率」という。）による金額を日割り計算した遅延損害金を支払うこと。ただし、市が被った合理的な範囲の損害のうち、遅延損害金により回復されない部分があるときは、市は、事業者に対して、当該部分について損害賠償の請求を行うことができるものとする。

(3) 不可抗力又は本業務に直接関連する法令（租税に係る法令を除く。）の法令変更による場合

市が、事業者に対して、遅延日数に応じて、事業者が実際に負担した合理的な追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して得られる金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を支払うこと。

2 市が事業者に対し維持管理及び運営業務開始に係る遅延期間につき支払うべき金額は、前項に規定する金額に限られ、別途維持管理及び運営業務の委託費の支払いは行わないものとする。

（維持管理及び運営業務に伴う近隣対応及び対策）

第15条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務に関して必要な近隣対応及び対策を自己の費用及び責任で実施しなければならない。

2 市は、事業者からの要請がある場合、前項に規定する事業者による近隣対応及び対策に対し必要な協力を行うものとする。

（本施設の修繕等）

第16条 事業者は、維持管理及び運営業務開始予定日の1か月前までに長期修繕計画を作成し、市に提出しなければならない。また、事業者は、長期修繕計画を毎年度更新し、毎年度の維持管理業務計画書と併せて市へ提出しなければならない。

- 2 事業者は、維持管理及び運営業務期間中、長期修繕計画に基づき、厨房機器を含めた本施設の修繕・更新を行うものとする。
- 3 前項の長期修繕計画に記載のない修繕等が必要になった場合は、市に報告するとともに、本施設の運営に支障のないよう、速やかに修繕等を行うこと。なお、この場合において、事業者は、履行期間中に事業者が負担する予定の修繕業務の総額に変更が生じないよう、長期修繕計画全体の修正・見直しについて市に提案を行い、承認を得るものとする。
- 4 前2項の他、市は、市の判断及び費用負担により、必要に応じて、事業者をして本施設の全部又は一部の修繕及び設備機器等の更新・改良を行わせしめることができるものとする。
- 5 事業者は、修繕箇所について、市の立ち会いによる確認を受け、必要に応じ、本条に規定する修繕等を完成図書に反映し、かつ、使用した設計図及び完成図等を市に提出しなければならない。
- 6 事業者は、業務期間の終了日までに、すべての建築物、建築設備・厨房設備等の検査を行い、市に結果を報告し、かつ、長期修繕計画に反映しなければならない。

(貸与品等)

- 第17条 市が事業者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書等に定めるところによる。
- 2 事業者は、市と協議の上、貸与品等の処分、更新、追加等を行うことができる。事業者が貸与品等の更新又は追加等を行った場合、要求水準書に定める「施設備品」及び「運営備品」は、事業者が調達したものであっても、市に帰属するものとする。施設機能として必要な備品以外の取り扱いについては、市と事業者の協議により、帰属を決定する。
 - 3 事業者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 4 事業者は、契約関係書類に定めるところにより、貸与品等を管理するものとし、業務期間の終了時に、利用可能な状態で市に返還しなければならない。
 - 5 事業者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、市の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第2節 維持管理及び運営業務のモニタリング

(維持管理及び運営業務に係る業務報告書)

第18条 事業者は、契約関係書類に従って、維持管理及び運営業務期間中、毎月

10日までに当該月の前月の業務に係る業務報告書（本条第2項に規定する事故等が発生し、又は苦情、要望等があった場合の顛末書を含む。以下「月報」という。）を市に提出しなければならない。ただし、当該日が休日の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。

2 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務期間中、維持管理及び運営業務に関して緊急の対応が必要な事故、事件等のトラブルが発生した場合、又は利用者等からの苦情、要望等があった場合には、速やかに当該事故等の内容、それに対する対応策及び当該事故等に関する状況を記載した事故報告書を市に提出しなければならない。市は、必要と認めたとき、事業者に事故報告書の提出を求めることができる。

3 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務期間中、毎四半期の維持管理及び運営業務に係る業務報告書（以下「四半期報」という。）を作成し、毎四半期の最終日の翌月の10日までに市に提出しなければならない。また、当該四半期報と併せて、要求水準書等との整合性の確認結果報告書及び提案書との整合性の確認結果報告書を提出しなければならない。ただし、当該日が休日の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。

4 事業者は、開業準備業務の履行を完了後、開業準備業務報告書を作成し、開業準備業務終了後、1か月以内に市に提出しなければならない。

（維持管理及び運営業務に対する市によるモニタリング）

第19条 市は、自己の費用で本施設の維持管理及び運営業務の状況を確認し、事業者による本施設の維持管理及び運営業務が契約関係書類、維持管理業務仕様書、運営業務仕様書に規定された水準（以下「所定水準」という。）に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。なお、事業者に発生する費用は、事業者が負担するものとする。

（1） 定期モニタリング

市が、事業者から提出される月報及び四半期報（以下、総称して「業務報告書」という。）を確認するほか、現地巡回、業務監視、事業者への説明要求等により業務遂行状況を把握し、業務報告書等の記載事項の事実の検証を行う。

（2） 随時モニタリング

市が必要と認めたときに事業者に提出を求める事故報告書を確認するほか、前号と同様の内容のモニタリングを随時行う。

2 市は、前項のモニタリングの実施の際に、事業者に事前に通知することにより、本施設の維持管理及び運営業務の状況について、説明及び立会いを要求することができるものとし、事業者は、市からのその要求に対し最大限協力するものとする。

3 市は、本条第1項に規定するモニタリングの結果に基づき、事業者による業務の実施状況の良否を判断し、この判断結果を業務報告書又は事故報告書を受領した日から起算して7日目までに事業者に通知するものとする。ただし、当該日が休日の場合には、その翌日以後で休日に当たらない最初の日とする。

4 市は、本条第1項のモニタリングの結果、事業者による業務の実施状況について、所定水準に適合していないと認められる場合には、事業者に対し別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、措置を行うことができるものとする。

第3節 業務の変更等

(維持管理及び運営業務の変更)

第20条 市及び事業者は、市が事業者に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合、協議により当該変更の可否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、市が、当該変更の可否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

2 市及び事業者は、事業者が不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由により、市に対して維持管理及び運営業務の内容の変更を請求した場合、協議により当該変更の可否を決定するものとする。この場合において、当該協議が不調に終わったときは、市が、当該変更の可否を決定するものとし、事業者は、これに従わなければならない。

3 前2項に規定する維持管理及び運営業務内容の変更により維持管理及び運営業務に係る費用が増減する場合、市及び事業者は、協議により合理的な範囲内で当該費用の増減分及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を委託費から変更することができるものとする。この場合において、当該協議が不調に終わり、業務内容の変更に起因して維持管理及び運営業務に係る費用が増加するときは、市は合理的な当該増加費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとし、減少するときは、市は合理的な当該減額費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の減額を行う。

4 前項に規定する協議が不調に終わったとき、業務内容の変更等及び当該変更に伴う費用の増減については、第44条第1項の規定により設置する関係者協議会で協議し、決定するものとする。

(維持管理及び運営業務の一時中止)

第21条 市は、必要があると認める場合、事業者に対し維持管理及び運営業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 市は、前項の場合において、事業者の責めに帰すべき事由による場合を除き、維持管理及び運営業務の一時中止に伴う増加費用及び事業者が生じた損害額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額を負担するものとする。

第4節 損害の発生等

(維持管理及び運営業務により第三者等に及ぼした損害)

第22条 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務に関し、事業者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合、市又は第三者が被った損害を賠償するものとする。

(食中毒事故等)

第23条 事業者は、法令、契約関係書類、保健所その他の所轄官公庁（以下「官公庁等」という。）の指導、基準等を遵守し、かつ、善良なる管理者の注意義務をもって維持管理及び運営業務を実施し、衛生的かつ安全な給食を提供しなければならない。

2 事業者は、食中毒、異物混入、食物アレルギー対応食による事故その他事業者の調理した給食の喫食に起因する健康被害又は喫食に影響を及ぼす重大な事故等（以下「食中毒等」という。）が発生するおそれがあると認めたときは、可及的速やかに被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講じた上で、その旨を市に対して直ちに通知し、市の指示に従わなければならない。

3 食中毒等が発生した場合は、事業者は、自らの責任と費用負担において、直ちに原因究明の調査を行い、その結果について市に報告しなければならない。

4 食中毒等が発生した場合において、市及び官公庁等によって原因究明調査等が行われるときは、事業者は、自らの責任と費用負担において、当該調査等に最大限協力するものとする。

5 事業者が調理した給食による食中毒等が原因で第三者に損害を与えた場合（調理時における加熱等が不十分な場合及び調理、配送時における異物混入等の場合を含む。）は、次項に該当する場合を除き、事業者はこれを賠償するものとし、市が当該第三者に対し損害金を支払い、又は損害賠償債務等を負担したときは、市の請求により当該損害賠償金又は損害賠償債務の金額に相当する金額を支払わなければならない。ただし、事業者がその責めに帰すべき事由によらないことを明らかにした場合（配送後の異物混入及び検収後明らかとなった調達食材の異常の場合を含む。）、又は原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、その結果に関し市の承認を得た場合は、この限りでない。

6 市が調達する配送校への直接搬入品、市が実施する食材調達及び検収、市からの情報伝達・指示の過誤及び遅延、並びに配膳を原因とする食中毒等は、事業者の賠償対象外とする。

7 食中毒等が原因で維持管理及び運営業務の全部又は一部の遂行ができない期間の委託費のうち、当該遂行できない業務に対応する金額の支払及び損害賠償（本条第5項により市が事業者に対して求償できるものを除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 市の責めに帰すべき事由による場合における委託費

市が、当該遂行できない業務期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、事業者の市に対する損害賠償の請求を妨げないこと。

（2） 市及び事業者の責めに帰すことのできない事由による場合、及び事業者が原因解明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、本条第5項の市の承認を得た場合における委託費

市が、当該遂行できない業務期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、その他、市又は事業者による損害賠償は行わないこと。

（3） 前2号に該当しない場合における委託費

別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、委託費の減額を行い、かつ、市の事業者に対する損害賠償の請求を妨げないこと。

8 前項の場合において、第26条並びに別紙4に定める委託費の支払の請求を市が受領するときまでに、市又は事業者のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して市の承認が得られないときは、市は事業者に対し、事業者の請求に基づき、委託費のうち当該遂行できない業務に対応する金額について、当該遂行できない業務期間において事業者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。

9 前項の規定による支払があつた後に当該食中毒等が本条第7項第3号の事由によるものであることが判明した場合には、事業者は支払を受けた委託費のうち当該遂行できない業務に対応する部分の金額及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、減額又は支払保留されるべきであつた金額を、市に速やかに返還するものとする。

（維持管理及び運営業務に係る保険）

第24条 事業者は、前2条に定める損害賠償に係る事業者の負担に備えるため、本施設の維持管理及び運営業務期間中、別紙3に記載する「維持管理及び運営業務期間中

の保険」のうち、維持管理及び運営業務期間中の賠償責任保険又はこれに相当する保険に加入する等、自己の費用で適切な損害賠償責任保険に加入しなければならない。

2 事業者は、本施設の維持管理及び運営業務を第10条第1項の規定に基づく委託に係る受託者に委託するにあたり、事業者が適切な損害賠償に加入、又は受託者を当該保険に加入させなければならない。

3 事業者は、前2項に規定する保険に係る契約書及び保険証書の写しを当該保険の契約締結後、速やかに市に提出しなければならない。

4 事業者は、本条第1項に係る保険金請求権について、担保権を設定してはならない。

第5節 維持管理及び運営業務の契約保証

(維持管理及び運営業務の契約保証)

第25条 事業者は、維持管理及び運営業務の契約保証として、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。この場合において、付された保証が第3号又は第4号のいずれかのときにあっては、事業者が別途定める保証又は履行保証保険契約を締結した後若しくは維持管理及び運営業務の受託者をして別途定める保証又は履行保証保険契約を締結せしめた後、直ちにその保証証券を市に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本施設の維持管理及び運営業務に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証

(4) 本施設の維持管理及び運営業務に係る債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結（ただし、市以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に、本業務に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権を設定することとする。なお、係る質権設定の費用は、事業者が負担しなければならない。）

2 前項の保証の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度の委託費の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上としなければならない。ただし、初年度は令和7年度の委託費の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上とする。

3 本条第1項の規定により、事業者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証保険契約を締結したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。

4 市は、契約金額の変更があった場合、本条第2項に規定する保証の額が変更後の維持管理及び運営業務の各事業年度の委託費の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に達するまで、当該保証の額の増額を請求することができるものとし、事業者は、保証の額の減額を請求することができるものとする。ただし、保証の額の変更に伴う経費は事業者が負担するものとする。

5 本条第1項の規定に従い付された保証は、業務期間終了後速やかに還付するものとする。なお、利息等の付与は行わない。

第5章 委託費の支払い

(委託費の支払い)

第26条 市は、別紙4に記載する「委託費の支払及び改定方法」に従い、事業者に対して委託費を支払うものとする。

2 市による委託費の構成、支払金額、支払スケジュール及び支払方法は、別紙4に記載する「委託費の支払及び改定方法」に定めるとおりとする。

(委託費の変更)

第27条 委託費の改定方法は、別紙4に記載する「委託費の支払及び改定方法」のとおりとする。

(委託費の減額)

第28条 市は、事業者による業務の履行が、第19条第1項に規定する本施設の維持管理及び運営業務に対するモニタリングの結果、所定水準に適合しない（以下「不適合業務」という。）として認められた場合には、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、維持管理及び運営業務に係る該当する業務の委託費を減額することができるものとする。

(委託費の返還)

第29条 市は、事業者から提出された業務報告書等又は市への支払請求書等に虚偽の記載があること、若しくはモニタリングに際して事業者の行う説明の重要な点において真実との不一致があること（以下「不実等」という。）が判明した場合には、当該不実等がなければ市が本来支払う必要のない維持管理及び運営業務の委託費の相当額について、委託費の支払いを行わないものとする。

2 事業者は、前項の不実等により受領した過払いの委託費の相当額又は不実等がなければ事業者が減額し得た委託費の相当額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額に、

当該不実等が行われた日からの日数に応じて、支払遅延防止法の率による金額を日割り計算した遅延損害金を付して市に返還しなければならない。

第6章 事業者の経営状況の報告等

(事業者の経営状況に係る報告)

第30条 事業者は、業務期間中、毎事業年度の財務書類（決算報告書及び監査報告書等）を作成し、毎会計年度の最終日から起算して3か月以内に、公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを市に提出し、市に監査報告を行わなければならない。

(事業者の経営状況に対する市によるモニタリング)

第31条 市は、前条の規定により提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合、事業者に対し財務状況の改善を勧告できるものとする。

2 事業者は、前項の規定により勧告がなされた場合、速やかに財務状況改善計画書を市に提出し、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行しなければならない。

第7章 契約期間及び契約の終了

(契約期間)

第32条 この契約の有効期間は、委託契約締結日から令和17年3月末日までとする。ただし、業務期間終了日経過時において未履行である市又は事業者のこの契約上の義務及びそれに起因して業務期間終了日の経過後に発生した義務は、その履行が完了するまで法的拘束力を延長するものとする。

(契約終了時の取扱い)

第33条 事業者は、この契約の終了に当たり、市が継続的に維持管理及び運営業務を行うことができるように、本施設の維持管理及び運営業務に係る必要事項を市に説明し、事業者が使用した維持管理及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、本施設の維持管理及び運営業務の引き継ぎに必要な協力を行わなければならない。

(市による契約の終了)

第34条 市は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、事業者に対し書面で通知することにより、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に基づき、何らの催告を要せず、直ちにこの契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

- (1) 事業者の責めに帰すべき事由により、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しない、又はその見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 事業者による業務の履行が、第19条第1項に規定する本施設の維持管理及び運營業務に対するモニタリングの結果、第28条に規定する不適合業務として認められ、別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」の委託契約の解除に該当するいずれかの事由が生じたとき。
- (3) 事業者による業務の履行が、第19条第1項に規定する本施設の維持管理及び運營業務に対するモニタリングの結果、事業者の責めに帰すべき事由により、連続して30日以上又は1年間のうち90日以上、所定水準を満たしていないと認められる状況が存在したとき。

2 市は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、書面により事業者に通知することにより、何らの催告を要せず、直ちにこの契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

- (1) 維持管理及び運營業務期間において、給食が継続して供給できない等、事業者による本業務の履行の放棄と認められる状況が、5営業日以上継続したとき。
- (2) 事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算及び今後制定される倒産に関する法律に基づく手続その他これらに類する法的倒産手続について、事業者の取締役会等でその申立てを決議したとき又は事業者の取締役等を含む第三者によってその申立てがなされたとき。
- (3) 事業者が支払不能又は支払停止となったとき。
- (4) 事業者が故意又は過失により、業務報告書等及び事故報告書、財務書類、請求書等に著しい虚偽記載を行ったとき。
- (5) 事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が困難になったとき。
- (6) 応募グループの代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかの者が、基本協定書第11条第1項各号のいずれかに該当したとき。なお、違約金については、次項第1号及び基本協定書第11条第2項から第4項によるものとする。
- (7) 前各号に定めるほか、事業者がこの契約に違反し、事業者の責めに帰すべき事由により、この契約の履行が不可能であると認められたとき。

3 この契約が、前2項の規定により終了した場合は、市及び事業者は、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

- (1) 事業者は、市に対し、維持管理及び運営業務の当該事業年度の委託費の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10に相当する金額の違約金を支払うこと。なお、当該違約金の支払いは、市に生じた損害額が当該違約金の金額を超える場合、その超過分についての市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- (2) 市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務の委託費の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち未払の金額相当額を第26条に定められた方法により支払うものとする。
- (3) 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。この場合において、市による買い取りの対象となる機器等について、修繕が必要であると認められるときは、事業者は、当該修繕に必要な手配を行い、当該修繕費用及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を別途負担すること。

(事業者による契約の終了)

第35条 事業者は、市が委託費の支払義務その他のこの契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による催告後90日以内に当該違反を是正しない場合、市に対し書面で通知することにより、この契約の全部を解除して、契約を終了することができるものとする。

2 市及び事業者は、前項の規定により契約を終了した場合、次の各号に掲げる処理に従うものとする。

- (1) この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務の委託費の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち未払の金額相当額を第26条に定められた方法により支払うものとする。
- (2) 市は、前号に規定する債務のほか、事業者の維持管理及び運営業務の受託者の契約解除により事業者が生じる手数料、違約金、事業者が得られていたはずの契約解除以降1年分のその他の費用相当額のうち、業務上の必要経費を除いた利益分その他の損失のうち、市の不履行と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。
- (3) 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

(市の公益上の事由による契約終了)

第36条 市は、本業務の履行の必要が無くなった場合又は本施設の転用が必要となった場合には、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、この契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 市及び事業者は、この契約が、前項の規定により終了した場合、前条第2項を準用して適切に処理するものとする。

(法令変更又は不可抗力等による場合の契約の終了)

第37条 法令変更又は不可抗力により、本業務の履行の継続が著しく困難若しくは不可能なとき又は本業務の履行に過大な費用を要すると認められる場合は、市及び事業者と協議の上、事業者に対し書面で通知することにより、市は、この契約の全部を解除して終了させることができるものとする。市及び事業者との間の当該協議が整わないときは、事業者に対し180日以上前に書面で通知することにより、市は、この契約の全部を解除して終了させることができるものとする。

2 前項の規定によりこの契約の全部が終了する場合には、市及び事業者は、次の各号に掲げる契約終了の時期の区分に応じて、当該各号に掲げる処理に従うものとする。

(1) 市は、この契約の解除までに事業者が実施した本施設の維持管理及び運営業務の委託費の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち未払の金額相当額を第26条に定められた方法により支払うものとする。

(2) 市は、前号に規定する債務のほか、維持管理及び運営業務を終了させるために要する費用（事業者の維持管理及び運営業務の受託者との契約解除により事業者に生じる手数料、違約金を含み、事業者に係る利益分を含まない。）及び当該額に係る消費税等相当額の合計額のうち、当該法令変更、不可抗力等と相当な因果関係の範囲にある保険により填補されるべき金額を控除した合理的な金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額について、事業者と協議の上、事業者に支払うこと。この場合において、当該支払いは、当該金額の決定後一括にて支払うことを原則とするが、市の支払いに関する予算措置の必要性等に鑑み、契約解除等における支払条件については、市及び事業者の協議により決定するものとする。

(3) 事業者は、本施設に設置された事業者が所有する機器等について、市が買い取るものを除き、自己の費用で速やかに撤去すること。

第8章 法令変更

(法令変更に係る通知の付与)

第38条 事業者は、法令変更により、契約関係書類又は維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書に従って本施設の維持管理及び運営業務を実施できなくなった場合、若しくはその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合、又は、これらに該当するおそれがあると認められる場合は、速やかにその内容の詳細を記載した書面により市に対し通知しなければならない。

2 市及び事業者は、前項に規定する通知がなされた時点以降、この契約に基づく自己の義務が適用法令に違反することとなった場合は、履行期日における義務が当該適用法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

(法令変更に係る協議及び追加費用の負担)

第39条 市は、事業者から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該法令変更に対応するために、速やかにこの契約の変更並びに必要な追加費用の負担について、事業者と協議するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、新設又は改廃された法令の施行の日から30日以内にこの契約の変更並びに必要な追加費用の負担についての合意が成立しない場合には、市は、その対応方法を決定し、事業者に通知するものとし、事業者はこれに従わなければならない。

3 前項により市が決定した対応方法による追加費用については、当該法令変更が、本業務に直接関連する法令（租税に係る法令を除く。）の法令変更、又は消費税等に関する法令変更の場合は、市が負担するものとする。

第9章 公租公課

(公租公課の負担)

第40条 この契約に関連して生じる公租公課は、この契約に別段の定めがある場合を除き、全て事業者の負担とし、市は、この契約の定めに従い委託費を支払うほか、この契約に関連して生じる公租公課を別途負担しないものとする。

第10章 不可抗力

(不可抗力に係る通知の付与)

第41条 事業者は、不可抗力により、契約関係書類又は維持管理業務仕様書及び運営業務仕様書に従って本施設の維持管理及び運営業務を実施できなくなった場合、若しくはその実施に当たり過分の費用を要すると認められる場合、又はこれらに該当するおそれがあると認められる場合は、その内容の詳細を記載した書面により市に対し通知しなければならない。

2 市及び事業者は、不可抗力により履行できなくなった義務を免れるものとする。この場合において、市又は事業者は、相手方に生じる損害を最小限に抑えるよう努力しなければならない。

(不可抗力に係る協議及び追加費用の負担)

第42条 市は、事業者から前条第1項の規定による通知を受領したときは、直ちに調査を行い、当該通知の内容が事実と合致しているか否かについて確認した上で、当該状況に対応するために、速やかにこの契約等の変更並びに修繕及び必要な追加費用等(以下「対応策等」という。)について、事業者と協議するものとする。

2 前項による対応策等の追加費用の負担者は次の各号のとおりとする。

- (1) 当該費用のうち、第三者による損害賠償、保険又は政府による支援等により填補されなかった費用については、事業者が委託費の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市がこれを負担する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、事業者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより当該費用が発生した場合及び事業者が付保義務のある保険の加入又は維持を怠ったことにより当該費用が保険により填補されない場合は、当該費用全額を事業者が負担しなければならない。

(不可抗力への対応)

第43条 市及び事業者は協力して、前条第1項による対応策等が決定されるまでの間、不可抗力による本業務への影響を早期に除去し、損害を最小限に抑えるよう、適切な対応を行わなければならない。

第 1 1 章 関係者協議会

(関係者協議会の設置)

第 4 4 条 市及び事業者は、本業務に関する協議を行うために、関係者協議会を設置する。

2 市及び事業者は、この契約の締結後、速やかに、関係者協議会の組織及び運営に必要な事項を定めるものとする。

3 市は、必要に応じて関係者協議会を招集するものとする。

4 事業者は、必要があると判断したときは、市に対し関係者協議会の招集を請求することができる。

(関係者協議会の構成員)

第 4 5 条 関係者協議会は、市及び事業者の代表者各 3 名程度により構成されるものとする。ただし、市及び事業者は、関係者協議会における協議により、構成員数を変更することができるものとする。

2 市及び事業者は、必要に応じて職員、役員、従業員及びその他の者を関係者協議会に出席させることができるものとする。

3 市及び事業者が必要と判断した場合には、関係者協議会の構成員は、各自が第三者を関係者協議会に招致し、関係者協議会の意思決定に際して、その第三者の意見を聴取することができるものとする。

第 1 2 章 その他

(監督職員)

第 4 6 条 市は、監督職員を置いたときは、その氏名を事業者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく市の権限とされる事項のうち市が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1) 事業者に対する業務に関する指示

(2) 契約書等に関する市の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

(3) この契約の履行に関する事業者との協議

(4) 業務の進捗の確認、この契約の定める事業者の提出書類全般の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 市は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく市の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、事業者には通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、契約関係書類に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって市に到達したものとみなす。

(契約上の地位の譲渡等)

第47条 事業者は、事前に市の書面による承認がある場合を除き、この契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡又は担保に供するその他の処分をしてはならない。ただし、法令等に反しない範囲で、事業者が本業務のために融資を行う銀行その他の金融機関に対して担保権を設定する場合は、市は、合理的な理由なく書面による承認を留保し、拒絶し、又は遅延してはならない。

(株主の制限)

第48条 事業者は、事前の市の書面による承認がある場合を除き、株式の譲渡を承認してはならず、かつ、株式を第三者に譲渡してはならない。さらに、事業者は事前の市の書面による承認がある場合を除き、契約締結日現在の出資者以外の者に対して新株、新株予約権、新株予約権付社債その他事業者の株主構成割合に変更をもたらす可能性のある証券の割り当てを行ってはならず、かつ、事業者の新株引受権を出資者以外の者に対して与えてはならない。

(秘密保持)

第49条 市及び事業者は、互いに本業務に関して知り得た相手方の秘密及び事業者が本業務の実施を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、かつ、この契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市及び事業者が認めた場合、市又は事業者が本業務に関する資金調達に必要として開示する場合、若しくは市又は事業者が、法令等又は監督官庁からの要請に基づき開示する場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第50条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 事業者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 事業者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 事業者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 事業者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、市の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 9 事業者は、この契約による事務を処理するために市から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 10 事業者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(準拠法)

第51条 この契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(管轄裁判所)

第52条 この契約に関する当事者間に生じた一切の紛争については、仙台地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の決定)

第53条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、市及び事業者が誠実に協議の上、これを決定するものとする。

別紙 1 用語の定義（第1章関係）

本約款において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「募集要項等」とは、令和6年6月に市が公表した名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託募集要項及び以降に受け付けた質問に対する市の回答をいう。
- (2) 「要求水準書等」とは、令和6年6月に市が公表した名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託要求水準書、添付資料、閲覧資料及び以降に受け付けた質問に対する市の回答をいう。
- (3) 「事業者提案」とは、事業者が、市に提出した提案書（提案書の内容に関するヒアリング等での回答を含む。）及び交渉時に提出された提案書による提案をいう。
- (4) 「本業務」とは、契約関係書類に基づき事業者が履行する名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託をいう。
- (5) 「委託契約書等」とは、名取市学校給食センター維持管理・運營業務委託契約書及び委託契約約款並びに契約締結日以降に、本業務に関し、市及び事業者の合意を記載した一切の書類をいう。
- (6) 「契約関係書類」とは、委託契約書等、要求水準書等、募集要項等及び事業者提案等をいう。
- (7) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地すべり、落盤、地震その他自然災害又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（募集要項等又は要求水準書等で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。事業者が、善良な管理者の注意義務を尽くしても回避できない第三者による損害を含む。）であって、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。ただし、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- (8) 「利用者等」とは、児童・生徒・教職員・本施設の利用者及び関係者をいう。
- (9) 「事業年度」とは、毎年4月1日から始まる1年間をいう。
- (10) 「四半期」とは、各事業年度の4月1日から6月末日まで、7月1日から9月末日まで、10月1日から12月末日まで及び1月1日から3月末日までの各期間をいう。
- (11) 「契約解除等における支払条件」とは、第35条から第37条に規定する市の支払いのうち、委託契約書等に定める支払スケジュールを変更することにより必要となる手数料相当額を含む具体的な支払時期、支払方法をいう。

別紙 2 モニタリング及びペナルティの考え方（第19条、第23条、第28条、第34条関係）

1 モニタリング

（1） モニタリングの実施

市は、事業者が定められた業務を確実に実施し、契約関係書類、維持管理業務仕様書、運營業務仕様書に規定された水準（以下「所定水準」という。）を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するため、事業の実施状況のモニタリングを行う。

（2） モニタリングの費用の負担

市が行うモニタリングに係る費用は、全て市の負担とする。

（3） 維持管理及び運營業務に関するモニタリング

市は、事業者によって実施される維持管理業務及び運營業務について、所定水準に基づき適正かつ確実な業務の履行がなされているかを確認するため、以下のモニタリングを行う。

1) モニタリングの方法

各業務に対するモニタリングの実施項目は、原則として要求水準書によるものとするが、具体的な内容については、市と事業者で協議し、本市が決定する。

市は、月次、四半期、随時において、事業者が提出する業務報告書等の確認及び業務現場への立入検査等によってモニタリングを行う。

ア 事業者からの業務報告書の提出

事業者は、契約関係書類に基づき、各業務の実施結果を記録した業務報告書を作成し市に提出する。各業務報告書の提出期限は下表のとおりとする。

なお、業務報告書の内容は、事業者の提案に基づき、委託契約の締結後に、市と事業者で協議をして、市が決定する。

区分	提出期限
業務報告書 （月報）	毎月の業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。
業務報告書 （四半期報）	毎四半期の業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までとする。

イ 市のモニタリング

市の行うモニタリングは、下表のとおりとする。

区分	方法
モニタリング （月次）	事業者から提出された業務報告書（月報）を確認するほか、必要に応じて、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設の状況及び当該月の業務実施状況を確認することがある。 なお、業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング （四半期）	事業者から提出された業務報告書（四半期報）を確認するほか、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設の状況及び当該四半期の業務実施状況を確認する。 なお、業務現場への立入検査は、事前に実施日時を通知する。
モニタリング （随時）	月次及び四半期のモニタリングとは別に、必要に応じて随時、業務現場への立入検査や事業者の説明等を求めることにより、施設の状況及び業務実施状況を確認することがある。 なお、業務現場への立入検査を行う場合は、事前に実施日時を通知する。

2) モニタリングの結果についての対応

ア 所定水準が達成されていると市が判断した場合の業務確認の通知

モニタリングの結果、所定水準が達成されていると市が判断した場合、市は事業者に対して、業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）の受付日（適正な業務報告書の提出を受けた日）から7日（7日目が閉庁日の場合はその翌閉庁日）以内に、業務の履行を確認した旨の通知（以下「業務確認の通知」という。）を行う。

イ モニタリングにより所定の水準が達成されていない又は達成されない恐れがあると市が判断した場合は、是正勧告、委託費の減額、委託費の支払の停止及びこの契約の解除等の措置を行うものとする。

(4) 財務の状況に関するモニタリング

ア 事業者は、業務期間中、毎事業年度の財務書類を作成し、当該事業年度の最終日から起算して3か月以内に、（3か月目が閉庁日の場合はその翌閉庁日）市に提出しなければならない。

イ 市は、アに基づき提出された財務書類による財務状況の確認により、必要があると認められる場合は、事業者に対し財務状況の改善を勧告できる。係る勧告がなされた場合、事業者は、速やかに財務状況改善計画書を市に提出して、その確認を受け、当該改善計画を適切に実行することとする。

2 ペナルティ（委託費の減額等）

(1) 業務不履行の定義

業務不履行の定義は、以下のとおりとする。

区分	レベル
提供不全	レベル4：給食を提供できなかった場合
	レベル3：給食を提供することはできたが、指定時間内に給食を配送できなかった場合
所定水準未達成	レベル2：是正しなければ給食提供に重大な影響を及ぼすことが想定される場合
	レベル1：是正しなければ給食提供に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合

具体的な内容は、以下のとおりである。

1) レベル4

事業者の責めに帰すべき事由により、児童生徒等が喫食できなかった場合

2) レベル3

事業者の責めに帰すべき事由により、給食を提供することはできたが、市が指定する学校の給食開始時刻までに配送できなかった場合

3) レベル2

給食提供へ支障が生じる可能性がある場合及び衛生管理等が不十分である場合

4) レベル1

衛生管理等に問題はなく、給食提供へ支障が生じる可能性はないものの、所定水準を満たすサービスの提供がされていない場合

(2) 業務不履行の判断

1) 提供不全の判断

ア 提供不全の場合は、市が指定した各学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、レベル4又はレベル3のいずれかについて判断する。

イ 提供不全の場合、市は事業者に対して、速やかに是正勧告を行う。

2) 所定水準未達成の判断

モニタリングの結果、所定水準が達成されていないと市が判断した場合、市は事業者に対して、業務報告書（月報）及び業務報告書（四半期報）の受付日（適正な業務報告書の提出を受けた日）又は所定水準が達成されていないと市が判断した日から7日（7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、是正勧告を行う。

ただし、次の場合は是正勧告を行わない。

- ア 予め市の承諾を得た作業等によって、やむを得ず所定水準を達成することができなかった場合
- イ 市の責めに帰すべき事由により所定水準を達成することができなかった場合
- ウ 見学者の責めに帰すべき事由により所定水準を達成することができなかった場合
- エ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず所定水準を達成することができなかった場合

（3） 是正勧告

1) 改善計画書の提出

事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日（3日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、改善方法及び改善期日等を記した改善計画書を市に提出し、速やかに改善作業に取り掛からなければならない。

また、改善期日は、原則として改善計画書の提出日から5日（5日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内とする。

ただし、市は、改善計画書の提出及び改善期日を、是正勧告の内容及び改善計画書の内容に応じて早めたり遅らせたりすることができるものとする。

2) 改善計画書に基づく対応状況の報告等

事業者は、改善期日までに、改善計画書に基づく対応状況を市に報告する。

市は、原則として報告のあった日の翌開庁日に業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認する。

- ア 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されたと市が判断した場合、市は事業者に対して、速やかに業務確認の通知を行う。
- イ 業務現場への立入検査の結果、提供不全及び所定水準の未達成が解消されていないと市が判断した場合、速やかに是正勧告（2回目以降）を行う。

（4） 委託費の減額

1) 提供不全によるペナルティポイント

市が指定した各学校への給食の未提供又は遅配が確認された時点において、当該提供不全が事業者の責めに帰すべき事由による場合には、市は、事業者に対して是正勧告を行うとともに、表1に示すペナルティポイントを計上する。

なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

また、市及び事業者は、ペナルティポイントの計上に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表1 提供不全によるペナルティポイント

影響を受けた給食数の割合※	レベル4	レベル3
1%未満(0%を含まず)	1.0	0.5
1%以上5%未満	2.0	1.0
5%以上10%未満	3.0	1.5
10%以上	4.0	2.0

※当該給食提供日において未提供又は遅配の給食数／当該年度の4月における最大の提供給食数

ア 食中毒事故による提供不全の場合のペナルティポイント

一つの食中毒事故の発生による提供不全の場合におけるペナルティポイントは、営業停止期間がともなう場合（当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合を含む。）であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期に、一つの食中毒事故の発生につき一括して8ポイントを計上し、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとする。

なお、当該食中毒事故の発生による提供不全が市の責めに帰すべき事由又は不可抗力による場合には、ペナルティポイントを計上しない。

2) 所定水準未達成によるペナルティポイント

上記の2（3）2)イに基づいて是正勧告（2回目以降）が行われた場合、市は、是正勧告（2回目以降）の翌日から所定水準の未達成が解消されたことが確認できた業務現場への立入検査の前日までの日数（市の閉庁日を除く）に、表2に示すポイント数を乗じて算出したポイントをペナルティポイントとして計上する。

なお、このペナルティポイントは翌四半期には繰り越されないものとし、2四半期にまたがってペナルティポイントが計上される場合、当該ペナルティポイントは各四半期に分けて計上する。

また、市及び事業者は、ペナルティポイントの計上に関して、必要に応じて協議することができるものとする。

表2 所定水準未達成によるペナルティポイント

ポイントの期間	レベル2	レベル1
1日当たり	2.0	1.0

3) 合計ペナルティポイントに応じた減額

当該四半期における表1と表2の合計ペナルティポイントにより、市は事業者に対して、表3のとおり減額等の措置を講じる。

表3 合計ペナルティポイントによる減額等

合計ペナルティポイント	委託費の減額等
4.0未満	減額の措置を講じない
4.0以上 8.0未満	20%
8.0以上	委託費の支払停止

ア 減額の対象

減額の措置の対象は、維持管理費と運営費の合計額とする。

イ 算定式

当該四半期に、表3の委託費の減額（20%）が生じた場合の算定式は、以下のとおりとする。

$$\begin{aligned} \text{減額とする金額} = & \\ & \left(\text{維持管理費} + \left(\text{運営費の固定料金} + \text{運営費の減額前の変動料金} \right) \right) \times 20\% \\ & + \left(\text{未提供給食数} \times 1 \text{食当たりの変動料金の単価} \right) \end{aligned}$$

ウ 合計ペナルティポイント4未満の場合の未提供給食数による減額

表3の委託費の減額は生じないが、「未提供給食数×1食当たりの変動料金の単価」の減額を行うものとする。

エ 食中毒事故による未提供給食数

食中毒事故の発生の場合の上記算定例における未提供給食数は、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間の予定給食数の全数とし、当該食中毒事故の発生日及び営業停止期間が2四半期にまたがる場合であっても、当該食中毒事故の発生日が含まれる四半期に一括して計上する。

オ 支払停止が発生した場合

支払停止が発生した場合、翌四半期における合計ペナルティポイントが4未満であるときは、当該四半期分の委託費に支払停止措置が発生した四半期の減額の措置後の委託費を加算して支払う。

(5) 委託契約の解除

市は、以下に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、催告を要せず直ちにこの契約の解除を行うことができる。

- 1) 支払停止の措置が発生した翌四半期に合計ペナルティポイントが4以上の場合
- 2) 事業者が、上記の2(3)1)に基づく改善計画書の提出期限内に改善計画書を市に対して提出しなかったため、市が上記の2(3)2)イに準じて是正勧告(2回目)を行なった場合において、係る再度の是正通告に基づく改善計画書の提出期限内に事業者が改善計画書を提出しない場合
- 3) 事業者が、上記の2(3)1)に基づく改善計画書において定めた期限までに業務の不履行の状態の改善及び復旧が確認されなかったため、市が上記の2(3)2)イに基づいて是正勧告(2回目)を行なった場合において、係る再度の是正通告に基づき市に対して提出された事業者の改善計画書において定めた期限までに、市において当該業務の不履行の状態の改善及び復旧を確認できない場合
- 4) 第10条第1項の規定に基づく委託に係る受託者及び同条第6項の規定に基づく当該第三者が、故意又は過失により食中毒等を発生させ、死者、重症者又は多数の軽症者が発生した場合

別紙 3 維持管理及び運営業務期間中の保険（第24条関係）

事業者は、本施設の維持管理及び運営業務期間中、以下に記載する保険に加入する、又は維持管理及び運営業務の受託者に加入させなければならない。

表4 維持管理及び運営業務期間中の保険

保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
維持管理及び運営業務 契約履行保証保険※	維持管理及び運営業務受託者の 契約不履行に基づく契約解除違 約金	事業者又は 維持管理及 び運営業務 の受託者	市又は事業者※※
維持管理及び運営業務 業者賠償責任保険※※※	施設の維持管理及び運営業務の 遂行に起因して発生した第三者 賠償責任損害及び訴訟費用等交 叉責任担保、管理財物担保	事業者又は 維持管理及 び運営業務 の受託者	事業者、維持管理 及び運営業務の受 託者（その再委託 先も含む）

（保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。）

上記以外の保険については、事業者の提案により、市と協議の上、決定するものとする。

※ 第25条第1項（1）号～（3）号により対応した場合は不要。

※※ 市以外の者を被保険者とする場合は、保険金請求権上に本業務に関連する市の事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権を被担保権として、市を第一順位とする質権を設定すること。

※※※ てん補限度額（補償額）は、次のとおりとすること。

対人：1名当たり1億円以上、1事故当たり10億円以上

対物：1事故当たり1億円以上

別紙 4 委託費の支払及び改定方法（第26条、第27条関係）

（１）支払の構成

市の事業者に対する委託費の支払は、維持管理費及び運営費で構成される。なお、それぞれに含まれる項目は、以下のとおりである。

事業者に対する支払(委託費)の内訳	
維持管理費	
A	維持管理業務費
ア	建築物保守管理業務
イ	建築設備保守管理業務
ウ	附帯施設保守管理業務
エ	厨房機器保守管理業務(厨房機器の修繕・更新業務を含む。)
オ	食器食缶等保守管理業務(食器食缶等の修繕・補充業務を含む。)
カ	施設備品保守管理業務(施設備品の修繕・補充業務を含む。)
キ	清掃業務
ク	警備業務
ケ	修繕費
コ	上記各項目に伴う各種申請等業務
A'	維持管理業務費に関する消費税及び地方消費税
運営費	
B	運営業務費
ア	食材検収補助業務
イ	調理業務(下処理業務及び配缶業務を含む。)
ウ	衛生管理業務
エ	配送・回送業務
オ	洗浄・残滓処理業務
カ	運営備品調達業務(食器食缶等調達業務を除く。)
キ	上記各項目に伴う各種申請等業務
ク	光熱水費(維持管理に係る費用を含む。)
B'	運営業務費に関する消費税及び地方消費税
その他の費用 ※SPC を設立する場合のみ	
C	その他費用
	事業者の管理費(人件費、一般管理費、事務費、保険料等)、法人税・法人の利益に対して係る税金・税引後利益、その他運営業務に関して必要となる諸費用
C'	その他費用に関する消費税及び地方消費税

（２）維持管理費

1) 支払内容

市は、維持管理費として、「A 維持管理業務費」と、「A' 維持管理業務費に関する消費税及び地方消費税」を、四半期ごとに事業者を支払う。維持管理費は、「3) 維持管理費の支払額の改定」及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、原則として、毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。

なお、維持管理業務費には、これら業務に必要な光熱水費は、含まない（（3）運営費に含める）ものとする。

2) 支払手続き

ア 事業者は、毎月の維持管理業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、事業者は、毎四半期の維持管理業務終了後、翌月の10日（10日が閉庁日

の場合はその翌開庁日)までに、業務報告書(四半期報)を作成し、市に報告を行う。

- イ 市は、上記アの報告を受けてから7日(7日目が閉庁日の場合はその翌開庁日)以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。
- ウ 事業者は、上記イの通知を受領後、速やかに市に対して請求書を送付する。
- エ 市は、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3) 維持管理費の支払額の改定

- ア 施設維持管理費のうち「A 維持管理業務費」の支払額は、維持管理業務期間中の物価変動に対応して改定する。
 なお、施設維持管理費相当分のうち「A' 維持管理業務費に関する消費税及び地方消費税」の支払額は、「A 維持管理業務費」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。
- イ 物価変動に使用する指数
 毎年4月次の「消費税を除く企業向けサービス価格指数・建物サービス・確報値」(日本銀行調査統計局)とする。
- ウ 改定を行う場合の指数の変動幅
 初回の改定は、維持管理及び運営業務を開始した日が属する年度(令和7年4月)の指数に対して、維持管理及び運営業務を開始した日から1年を経過した日が属する年度(令和8年4月)の指数が±1.5%以上変動した場合に改定し、当該年度(令和8年度)4月1日以降の支払額に反映させる。
 2回目以降の改定は、前回改定時の指数に対して、毎年度±1.5%以上変動した場合に改定し、当該年度4月1日以降の支払額に反映させる。
- エ 計算式は以下のとおりとする。

＜令和8年度の1回当たりの支払額の改定(1回目)＞

$$P_8 = P_7 \times (CSPI_8 / CSPI_7)$$

＜過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定＞(1回目)

$$P_n = P_7 \times (CSPI_{n-1} / CSPI_7)$$

＜既に改定されたことのある場合の支払額の改定＞(2回目以降)

$$P_n = P_r \times (CSPI_{n-1} / CSPI_r)$$

凡例	P_7	提案書類の提出時の提案に基づく1回当たりの支払額
	P_8	令和8年度の1回当たりの支払額
	P_n	令和n年度の1回当たりの支払額
	P_r	直前(直近)の支払額が改定された年度の1回当たりの支払額
	$CSPI_8$	令和8年4月の指数
	$CSPI_n$	令和n年4月の指数
	※ 改定率は、小数点第四位以下は切り捨てる。	

(3) 運営費

1) 固定料金

ア 支払内容

市は、運営費の総額のうち固定料金として、「B 運営業務費」の固定料金分と「B' 運営業務費に関する消費税及び地方消費税」の固定料金分を、四半期毎に事業者へ支払う。

固定料金には、運営業務のうち、食材検収補助業務、調理業務、衛生管理業務、配送・回送業務、洗浄・残滓処理業務等において、提供給食数に関係なく生じる費用が該当するものと想定している。運営業務費は、「3) 運営費の支払額の改定」に示した改定(食数変動による運営費の改定を含む。)及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。なお、固定料金には、これら業務に必要となる光熱水費を含むものとする。固定料金と

変動料金の具体的な構成区分や割合については、事業者提案に基づくものとする。

イ 支払手続き

- ① 事業者は、毎月の運營業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（月報）を作成し、市に報告を行う。また、事業者は、毎四半期の運營業務終了後、翌月の 10 日（10 日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、業務報告書（四半期報）を作成し、市に報告を行う。
- ② 市は、上記①の報告を受けてから 7 日（7 日目が閉庁日の場合はその翌開庁日）以内に、当該月のモニタリングの結果を通知する。
- ③ 事業者は、上記②の通知を受領後、速やかに市に対して請求書を送付する。
- ④ 市は、適法な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。
- ⑤ 上記①から④の支払手続は、変動料金分と一括して行うものとする。

2) 変動料金

ア 支払内容

市は、運営費の総額のうち変動料金として、「B 運營業務費」の変動料金分と「B' 運營業務費に関する消費税及び地方消費税」の変動料金分を、四半期毎に、事業者に「変動料金算定基準」に基づく方式で支払う。

変動料金には、運營業務のうち、提供給食数に応じて変動する費用が該当するものと想定している。なお、変動料金には、これら業務に必要な光熱水費を含むものとする。

イ 支払手続き

変動料金の支払手続は、1) 固定料金の①から④の支払手続と一括して行うものとする。

3) 運営費の支払額の改定

ア 運営費のうち「B 運營業務費」の支払額は、運營業務期間中の物価変動に対応して改定する。

なお、運営費分のうち「B' 運營業務費に関する消費税及び地方消費税」の支払額は、「B 運營業務費」に、支払対象期間の消費税及び地方消費税率を乗じた額とする。運営費の支払額の改定は、固定料金及び変動料金の双方を対象とする。

イ 物価変動に使用する指数

毎年の 4 月次の「消費税を除く企業向けサービス価格指数・労働者派遣サービス・確報値」（日本銀行調査統計局）とする。

ウ 改定を行う場合の指数の変動幅

初回の改定は、維持管理及び運營業務を開始した日が属する年度（令和 7 年 4 月）の指数に対して、維持管理及び運營業務を開始した日から 1 年を経過した日が属する年度（令和 8 年 4 月）の指数が±1.5%以上変動した場合に改定し、当該年度（令和 8 年度）4 月 1 日以降の支払額に反映させる。

2 回目以降の改定は、前回改定時の指数に対して、毎年度±1.5%以上変動した場合に改定し、当該年度 4 月 1 日以降の支払額に反映させる。

エ 計算式は以下のとおりとする。

＜令和 8 年度の 1 回当たりの支払額の改定（1 回目）＞

$$P_8 = P_7 \times (CSPI_8 / CSPI_7)$$

＜過去に一度も改定されていない場合の支払額の改定＞（1 回目）

$$P_n = P_7 \times (CSPI_{n-1} / CSPI_7)$$

＜既に改定されたことのある場合の支払額の改定＞（2 回目以降）

$$P_n = P_r \times (CSPI_{n-1} / CSPI_r)$$

凡例	P_7	固定料金：提案書類の提出時の提案に基づく 1 回当たりの支払額 変動料金：提案書類の提出時の提案に基づく 1 食当たりの単価
----	-------	---

	P_8	令和8年度の1回当たりの支払額
	P_n	令和 n 年度の1回当たりの支払額
	P_r	直前(直近)の支払額が改定された年度の1回当たりの支払額
	$CSPI_8$	令和8年4月の指数
	$CSPI_n$	令和 n 年4月の指数
	※ 改定率は、小数点第四位以下は切り捨てる。	

オ 光熱水費

光熱水費については、毎年4月次の「消費者物価指数・電気代／ガス代／上下水道料」（総務省統計局）をそれぞれ使用し、運営費の改定方法を準用する。

4) 変動料金算定基準

ア 「A 運営業務費」の変動料金は、各四半期（4月から6月分、7月から9月分、10月から12月分、1月から3月分）における変動料金の算定基礎となる食数の合計に1食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く。）を乗じた額とする。

この契約に記載されている1食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税を除く。）は、事業者提案に基づき●円を使用している。なお、変動料金は、小数点以下は切捨てとする。

1食当たりの変動料金の単価 (消費税及び地方消費税を除く)	●円
----------------------------------	----

イ 提供給食数等

① 提供給食数の定義

提供給食数には、児童生徒用、教職員用、各学校の検食、市の職員用、試食会・見学会・その他市が依頼する給食用等が含まれるものとし、市及び事業者の検食用、事業者の職員用を含まない。

なお、提供給食数に含まれない、市及び事業者の検食用は、「A 運営業務費」の固定料金に含まれるものとし、事業者の職員用は、別途、要請食数に応じて給食費を徴収する。

② 提供対象者数及び提供給食数の保証

市は、給食の運営業務期間中の各年度毎（5月1日時点）の提供対象者数（事業者が給食を提供すべき児童生徒数と教職員数を合算した数。）が6,000人以上8,500人以下となることを保証する。

③ 提供給食数の決定方法

市が保証する提供対象者数に対し、児童生徒の転出入、教職員の異動及び学校行事等の開催等の変動要因があるため、各月の前月の15日（4月は当月の6日、また、15日（6日）が閉庁日の場合は、その前の開庁日）までに、市から事業者はその月の予定給食数の指示を行う。

予定給食数の通知後も、引き続き、上記の変動要因に加え、学校行事等の日程変更及び学級閉鎖等により予定給食数に変更がある場合には、提供日の2稼動日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は閉庁日を除く1日前）の午後4時までに、市から事業者に当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

ウ 変動料金の算定基礎となる食数

変動料金の算定基礎となる食数は、実施給食数とする。

エ 事業者の職員用給食

本業務の対象外であるが、事業者の職員用の給食については、最大100食までを市に要請できるものとする。市は、要請食数に応じて給食費を徴収する。

オ この契約に記載されている金額は、以下の年間提供給食数を使用している。
150万食/年

(4) その他の費用

1) 支払内容

市は、その他の費用として、「C その他費用」と、「C' その他費用に関する消費税及び地方消費税」を、四半期ごとに事業者を支払う。その他の費用は、原則として、毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。

2) 支払手続き

支払い手続きは、「(3) 運営費 1) 固定料金」の①から④の支払手続と一括して行うものとする。

3) その他の費用の支払額の改定

その他の費用の支払い額の改定については、「(2) 維持管理費 3) 維持管理費の支払額の改定」を準用するものとし、このうち、「施設維持管理費」を「その他の費用」に、「A 維持管理業務費」を「C その他費用」に、「A' 維持管理業務費に関する消費税及び地方消費税」を「C' その他費用に関する消費税及び地方消費税」に、「消費税を除く企業向けサービス価格指数・建物サービス・確報値」を「消費税を除く企業向けサービス価格指数・その他諸サービス・確報値」に読み替えるものとする。

表5 委託費（維持管理費）の金額及び支払スケジュール

(円)

回数	支払い対象月	⑦維持管理業務費（修繕費を除く）	①維持管理業務費のうち、建築物、建築設備及び附帯施設に係る修繕費	②維持管理業務費のうち、厨房機器に係る修繕費	⑤税別合計 (⑦+①+②)	④維持管理業務費に関する消費税及び地方消費税	⑧税込合計 (=⑤+④)
第1回	令和7年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第2回	令和7年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第3回	令和7年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第4回	令和8年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第5回	令和8年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第6回	令和8年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第7回	令和8年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第8回	令和9年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第9回	令和9年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第10回	令和9年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第11回	令和9年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第12回	令和10年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第13回	令和10年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第14回	令和10年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第15回	令和10年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第16回	令和11年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第17回	令和11年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第18回	令和11年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第19回	令和11年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第20回	令和12年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第21回	令和12年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第22回	令和12年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			

回数	支払い対象月	⑦維持管理業務費（修繕費を除く）	①維持管理業務費のうち、建築物、建築設備及び附帯施設に係る修繕費	⑦維持管理業務費のうち、厨房機器に係る修繕費	⑤税別合計 (⑦+①+⑦)	④維持管理業務費に関する消費税及び地方消費税	⑦税込合計 (=⑤+④)
第23回	令和12年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第24回	令和13年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第25回	令和13年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第26回	令和13年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第27回	令和13年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第28回	令和14年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第29回	令和14年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第30回	令和14年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第31回	令和14年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第32回	令和15年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第33回	令和15年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第34回	令和15年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第35回	令和15年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第36回	令和16年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
第37回	令和16年4月～6月分		2,750,000	3,750,000			
第38回	令和16年7月～9月分		2,750,000	3,750,000			
第39回	令和16年10月～12月分		2,750,000	3,750,000			
第40回	令和17年1月～3月分		2,750,000	3,750,000			
合計			110,000,000	150,000,000			

※上記委託費の改定は、第27条に基づき行われるものとする。

表6 委託費（運営費）の金額及び支払スケジュール

(円)

回数	支払い対象月	㊦運営業務費 の固定料金分	㊧運営業務費 の変動料金分	㊨税別合計 (固定㊦+ 変動㊧)	㊩運営業務 費の消費税 及び地方消 費税（固定 料金分）	㊪運営業務 費の消費税 及び地方消 費税（変動 料金分）	㊫税込合計 (㊨+㊩+ ㊪)
第1回	令和7年4月～ 6月分						
第2回	令和7年7月～ 9月分						
第3回	令和7年10月 ～12月分						
第4回	令和8年1月～ 3月分						
第5回	令和8年4月～ 6月分						
第6回	令和8年7月～ 9月分						
第7回	令和8年10月 ～12月分						
第8回	令和9年1月～ 3月分						
第9回	令和9年4月～ 6月分						
第10回	令和9年7月～ 9月分						
第11回	令和9年10月 ～12月分						
第12回	令和10年1月 ～3月分						
第13回	令和10年4月 ～6月分						
第14回	令和10年7月 ～9月分						
第15回	令和10年10月 ～12月分						
第16回	令和11年1月 ～3月分						
第17回	令和11年4月 ～6月分						
第18回	令和11年7月 ～9月分						
第19回	令和11年10月 ～12月分						
第20回	令和12年1月 ～3月分						
第21回	令和12年4月 ～6月分						
第22回	令和12年7月 ～9月分						

回数	支払い対象月	㊦運営業務費 の固定料金分	㊧運営業務費 の変動料金分	㊨税別合計 (固定㊦+ 変動㊧)	㊩運営業務 費の消費税 及び地方消 費税（固定 料金分）	㊪運営業務 費の消費税 及び地方消 費税（変動 料金分）	㊫税込合計 (㊧+㊩+ ㊪)
第23回	令和12年10 月～12月分						
第24回	令和13年1月 ～3月分						
第25回	令和13年4月 ～6月分						
第26回	令和13年7月 ～9月分						
第27回	令和13年10 月～12月分						
第28回	令和14年1月 ～3月分						
第29回	令和14年4月 ～6月分						
第30回	令和14年7月 ～9月分						
第31回	令和14年10 月～12月分						
第32回	令和15年1月 ～3月分						
第33回	令和15年4月 ～6月分						
第34回	令和15年7月 ～9月分						
第35回	令和15年10 月～12月分						
第36回	令和16年1月 ～3月分						
第37回	令和16年4月 ～6月分						
第38回	令和16年7月 ～9月分						
第39回	令和16年10 月～12月分						
第40回	令和17年1月 ～3月分						
合計							

※上記委託費のうち、変動費については、食数変動による改定を行うものとする。

※上記委託費の改定は、第27条に基づき行われるものとする。

表6（内訳①） 委託費（運営費のうち、運営業務費の固定料金分）の金額
及び支払スケジュール
（円）（消費税及び地方消費税相当額を除く）

回数	支払い対象月	⑤ 運営業務費の 固定料金分	光熱水費を除く 運営業務費	光熱水費 （電気代）	光熱水費 （ガス代）	光熱水費 （上下水道料）
第1回	令和7年4月～6月分					
第2回	令和7年7月～9月分					
第3回	令和7年10月～12月分					
第4回	令和8年1月～3月分					
第5回	令和8年4月～6月分					
第6回	令和8年7月～9月分					
第7回	令和8年10月～12月分					
第8回	令和9年1月～3月分					
第9回	令和9年4月～6月分					
第10回	令和9年7月～9月分					
第11回	令和9年10月～12月分					
第12回	令和10年1月～3月分					
第13回	令和10年4月～6月分					
第14回	令和10年7月～9月分					
第15回	令和10年10月～12月分					
第16回	令和11年1月～3月分					
第17回	令和11年4月～6月分					
第18回	令和11年7月～9月分					
第19回	令和11年10月～12月分					
第20回	令和12年1月～3月分					
第21回	令和12年4月～6月分					
第22回	令和12年7月～9月分					
第23回	令和12年10月～12月分					
第24回	令和13年1月～3月分					
第25回	令和13年4月～6月分					
第26回	令和13年7月～9月分					
第27回	令和13年10月～12月分					
第28回	令和14年1月～3月分					
第29回	令和14年4月～6月分					
第30回	令和14年7月～9月分					
第31回	令和14年10月～12月分					
第32回	令和15年1月～3月分					

回数	支払い対象月	⊕ 運營業務費の 固定料金分	光熱水費を除く運營業務費			
			光熱水費 (電気代)	光熱水費 (ガス代)	光熱水費 (上下水道料)	
第33回	令和15年4月～6月分					
第34回	令和15年7月～9月分					
第35回	令和15年10月～12月分					
第36回	令和16年1月～3月分					
第37回	令和16年4月～6月分					
第38回	令和16年7月～9月分					
第39回	令和16年10月～12月分					
第40回	令和17年1月～3月分					
合計						

※上記委託費の改定は、第27条に基づき行われるものとする。

表6（内訳②） 委託費（運営費のうち、運営業務費の変動料金分）の金額
及び支払スケジュール

（円）（消費税及び地方消費税相当額を除く）

回数	支払い対象月	⑦運営業務費 の変動料金分	光熱水費を除く運営業務費			
			光熱水費 (電気代)	光熱水費 (ガス代)	光熱水費 (上下水道料)	
第1回	令和7年4月～6月分					
第2回	令和7年7月～9月分					
第3回	令和7年10月～12月分					
第4回	令和8年1月～3月分					
第5回	令和8年4月～6月分					
第6回	令和8年7月～9月分					
第7回	令和8年10月～12月分					
第8回	令和9年1月～3月分					
第9回	令和9年4月～6月分					
第10回	令和9年7月～9月分					
第11回	令和9年10月～12月分					
第12回	令和10年1月～3月分					
第13回	令和10年4月～6月分					
第14回	令和10年7月～9月分					
第15回	令和10年10月～12月分					
第16回	令和11年1月～3月分					
第17回	令和11年4月～6月分					
第18回	令和11年7月～9月分					
第19回	令和11年10月～12月分					
第20回	令和12年1月～3月分					
第21回	令和12年4月～6月分					
第22回	令和12年7月～9月分					
第23回	令和12年10月～12月分					
第24回	令和13年1月～3月分					
第25回	令和13年4月～6月分					
第26回	令和13年7月～9月分					
第27回	令和13年10月～12月分					
第28回	令和14年1月～3月分					
第29回	令和14年4月～6月分					
第30回	令和14年7月～9月分					
第31回	令和14年10月～12月分					
第32回	令和15年1月～3月分					

回数	支払い対象月					
		②運営業務費 の変動料金分	光熱水費を除く 運営業務費	光熱水費 (電気代)	光熱水費 (ガス代)	光熱水費 (上下水道料)
第33回	令和15年4月～6月分					
第34回	令和15年7月～9月分					
第35回	令和15年10月～12月分					
第36回	令和16年1月～3月分					
第37回	令和16年4月～6月分					
第38回	令和16年7月～9月分					
第39回	令和16年10月～12月分					
第40回	令和17年1月～3月分					
合計						

※上記委託費のうち、変動費については、食数変動による改定を行うものとする。

※上記委託費の改定は、第27条に基づき行われるものとする。

表7 維持管理及び運営業務の委託費（その他の費用）の金額及び支払スケジュール
(円)

回数	支払い対象月	㊸その他費用	㊹消費税及び 地方消費税相当額	㊺税込合計 (=㊸+㊹)
第1回	令和7年4月～6月分			
第2回	令和7年7月～9月分			
第3回	令和7年10月～12月分			
第4回	令和8年1月～3月分			
第5回	令和8年4月～6月分			
第6回	令和8年7月～9月分			
第7回	令和8年10月～12月分			
第8回	令和9年1月～3月分			
第9回	令和9年4月～6月分			
第10回	令和9年7月～9月分			
第11回	令和9年10月～12月分			
第12回	令和10年1月～3月分			
第13回	令和10年4月～6月分			
第14回	令和10年7月～9月分			
第15回	令和10年10月～12月分			
第16回	令和11年1月～3月分			
第17回	令和11年4月～6月分			
第18回	令和11年7月～9月分			
第19回	令和11年10月～12月分			
第20回	令和12年1月～3月分			
第21回	令和12年4月～6月分			
第22回	令和12年7月～9月分			
第23回	令和12年10月～12月分			
第24回	令和13年1月～3月分			
第25回	令和13年4月～6月分			
第26回	令和13年7月～9月分			
第27回	令和13年10月～12月分			
第28回	令和14年1月～3月分			
第29回	令和14年4月～6月分			
第30回	令和14年7月～9月分			
第31回	令和14年10月～12月分			
第32回	令和15年1月～3月分			
第33回	令和15年4月～6月分			
第34回	令和15年7月～9月分			
第35回	令和15年10月～12月分			

回数	支払い対象月	㊦その他費用	㊥消費税及び 地方消費税相当額	㊧税込合計 (=㊦+㊥)
第36回	令和16年1月～3月分			
第37回	令和16年4月～6月分			
第38回	令和16年7月～9月分			
第39回	令和16年10月～12月分			
第40回	令和17年1月～3月分			
合計				

※上記委託費の改定は、第27条に基づき行われるものとする。